

大網白里市オープンデータの推進に関する指針

この指針は、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づき、また、国が策定した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、「電子行政オープンデータ戦略」、「オープンデータ基本指針」等を踏まえ、公的データの活用を促進することにより市民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、社会経済の発展に寄与するため、本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

第1章 オープンデータ推進の基本的な考え方

1 オープンデータ推進の意義

(1) 市民生活の利便性の向上

オープンデータの活用が進展し、多様な新サービスが創出されることにより、市民が享受できるサービスの質の向上や選択の幅が広がり、市民生活の利便性の向上が図られる。

(2) 協働の推進と地域課題の解決

市民、事業者等（以下「市民等」という。）と公的データを共有することで、協働を更に促進するとともに、多種多様な地域課題の解決が図られる。

(3) 地域経済の活性化

オープンデータを産業活動の様々な分野で活用することにより、新たなサービスを提供するビジネスの創出が期待でき、地域経済の活性化が図られる。

(4) 市政の透明性及び信頼性の向上

オープンデータ及びオープンデータを活用したサービスを通じて、市の施策の分析及び評価を行うことが可能になり、市政の透明性及び信頼性の向上が図られる。

2 推進のための基本原則

(1) 本市が保有するデータは、法令等による制限がある場合を除き、積極的にオープンデータとして公開する。

(2) 効率的にオープンデータを作成できるよう、通常業務におけるデータ作成過程において、機械判読可能なファイル形式データの作成に努める。

(3) 営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。

(4) 取組み可能なデータから速やかに着手する。

(5) 費用対効果について、十分に考慮し、効率的に取組を進める。

(6) データの鮮度管理に努め、少なくとも年に1回以上は更新する。

3 推進体制

全庁的な体制によってオープンデータを推進する。

第2章 オープンデータの推進に関する具体的な取組の方向性

1 オープンデータ化の対象となるデータ

本市が保有するデータのうち、市ホームページに公開しているものについては、優先してオープンデータ化の対象とする。

公開していないデータ又は新たに作成、取得、加工等するデータについても、市民等のニーズを考慮した上で順次オープンデータ化に努める。ただし、以下に該当するデータはオープンデータ化の対象から除くこととする。

- ア 大網白里市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報が含まれているデータ
- イ 第三者の権利が含まれているデータ（当該第三者から許諾を得たものを除く。）
- ウ 法令等の規定により加工利用が制限されているデータ

2 二次利用促進に向けたオープンデータ化のルール

(1) 機械判読に適したデータによる公開

- ア オープンデータ化するデータは、コンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式等）とする。
- イ 特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV等）や、より高度な利用が可能なデータ形式（XML、RDF等）へと拡大するよう努める。

(2) 公開データの二次利用の原則

- ア オープンデータとして公開したデータは、原則として二次利用を認めるものとする。
- イ データの二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。
また、著作権法（昭和45年法律第48号）の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC BY」となるよう努める。

(3) 市民等から取得したデータの取扱い

本市が保有するデータのうち、市民等から取得したデータをオープンデータ化する際には、その可否、範囲、利用条件等の特定は、当該データを提供した者の判断によるものとする。

本市は可能な限り当該データを提供した者と事前に調整し、合意を得るよう努めるものとする。ただし、本市が公開することが適当でないと判断したものについては、データを提供した者の判断に関わらず、その公開の範囲や利用条件を制限することができるものとする。

(4) 二次利用における制限事項及び免責事項の表示

オープンデータとして公開したデータの二次利用について、制限事項及び免責事項を設け、市ホームページ上で表示する。

3 利活用推進のための取組の方向性

(1) 利活用推進のための支援

市民等から利活用の提案等があった場合には、その趣旨及び内容を検討した上で、必要に応じて各課等が連携し対応を検討する。

(2) 市民等との協働による利活用の推進

市民等のニーズの把握に努めるとともに、市民等が行う利活用の取組については、その趣旨及び内容を把握した上で推進する。

【参 考】

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールにより公開されたデータ。

官民データ活用推進基本法

官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、定められた法律。

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の阻止に向けて、ITの活用とデジタル強靱化による社会構造の変革や社会全体の行動変容を進めるとともに、ITとデータ資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、令和2年7月に閣議決定されたもの。

電子行政オープンデータ戦略

公共データの活用促進に集中的に取り組むため、平成24年7月にIT戦略本部により決定されたオープンデータに関する基本戦略。

オープンデータ基本指針

国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本指針として、平成29年5月に閣議決定されたもの。

機械判読

コンピュータプログラムがその構造や内容を自動的に判別し、加工、編集等の再利用ができること。

二次利用

情報や資料等を引用、転載、加工等を行い利用すること。

CSV

Comma Separated Values の略。

カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

XML

Extensible Markup Language の略。

多様な情報を、情報の意味と内容に分けてテキストで記述する言語で、汎用性が高く、構造化された文書やデータの共有が容易に行える。

RDF






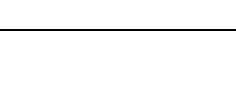
Resource Description Framework の略。

データの作成者やタイトル、更新日等のデータ自体に関するデータを記述する言語で、効率的にデータの管理や検索等が行える。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の二次利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的に利用されており、利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など様々なレベルの条件を選択して表示する。

【ライセンスの種類と概要】

表示イメージ	名称	利用条件		
		出典表示	商業利用	改変
	CC-BY	必須	許可	許可
	CC-BY-NC	必須	許可しない	許可
	CC-BY-ND	必須	許可	許可しない
	CC-BY-NC-ND	必須	許可しない	許可しない
	CC-BY-SA	必須	許可	許可するが、改変されてできた二次的著作物は、この利用ルールと同一の利用ルールを採用すること。
	CC-BY-NC-SA	必須	許可しない	許可するが、改変されてできた二次的著作物は、この利用ルールと同一の利用ルールを採用すること。

CC BY

クリエイティブ・コモンズによるライセンスの表記の一つ。

原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。